

目標未達成事業（B、C及びD評価の事業）について

<D評価の事業（3事業）>

14（14）労災診療被災労働者援護事業補助事業費	・・・	p 1
16（16）安全衛生啓発指導等経費	・・・	p 6
30（30）自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	・・・	p 9

<C評価の事業（0事業）>

なし

<B評価の事業（事業）>

12（12）長期家族介護者に対する援護経費	・・・	p12
13（13）労災特別介護施設運営費・設置経費	・・・	p14
22（22）働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による 長時間労働の抑制等のための取組	・・・	p18
37（37）過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し・		p21

※ 事業番号は令和7年度（括弧内が令和6年度）のもの

令和7年度事業番号 (令和6年度事業番号)	14 (14)	評価	D
事業名	労災診療被災労働者援護事業補助事業費		
担当課・係	補償課福祉係		
令和6年度 事業概要	労災保険指定医療機関で被災労働者への診療（国による被災労働者に対する現物給付）に要した費用が国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、（公財）労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対して、補助を行う。		

＜令和6年度目標と実績＞

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	労災保険指定医療機関を前年より300件以上増加させる。（令和6年3月時点44,981件）	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。
s 実 績	労災保険指定医療機関は前年より55件減少した。（令和7年3月時点44,926件）	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払われた。

＜未達成の理由・原因＞

令和5年度にアウトカム指標が達成できなかったことを踏まえ、令和6年度は、都道府県労働局における従来からの取組（※）に加えて、労災指定医療機関についてのリーフレットを作成し、加入勧奨の際に活用したほか、厚生労働省のHPにも掲載を行った。

※ 労災指定を受けていない医療機関の治療費について労災請求がされた場合に、当該医療機関に指定申請をするように働きかけを行っている。

さらに、（公財）労災保険情報センターにおいても、本事業の周知の一環として、毎月新規に開設した医療機関を地方厚生局のHPで把握した上で、指定申請の勧奨を行うこととし、この取組に当たっては、日本医師会に対しても都道府県医師会等への周知を依頼する等して取り組んできたところ。

このような取組を行った結果、新規の指定申請件数は1,160件と前年度から50件近く増加したものの、取消件数が大幅に増加し、令和6年度もアウトカム指標が達成できない結果となった。

取消件数の増加については、国内の医療機関数が令和4年度には令和3年度よりも697施設増えて181,093施設であったのに対し、令和5年度の医療施設数は179,834施設で、令和4年度から1,259施設の減少に転じており、このような医療機関数の減少が大きな要因と考えられる。

また、指定の取消について、都道府県労働局10局へヒアリングを実施したところ、廃業のほか、「労災保険で受診する患者がなく、いざ、労災の患者が来たときに申請手続きがわからないため取消を行った」といった理由により取消の申請が行われた例もあった。

なお、現状においても労災保険指定医療機関となっていない医療機関が一定数あるものの、そもそも労災傷病に対する治療を行う機会がない医療機関も相当数存在しており、指定申請の勧奨を行った際のアンケートにおいても、必要性がないということで申請を行わないケースも一定数確認されているところである。

＜改善すべき事項・今後の課題＞

本事業は、被災労働者が迅速に医療の現物給付を受けられる労災医療実施体制の維持・充実を図ることによって、被災労働者の療養生活の援護及び社会復帰の促進に寄与することを目的としており、これまでの労災指定医療機関を増加させる取組によって労災医療実施体制については一定の充実は図られてきている。

現状、国内の医療機関数が減少に転じており、これまでのように労災保険指定医療機関の増加は見込めない状況にあるものの、労災医療実施体制の維持や更なる充実という観点からは、引き続き、労災保険指定医療機関を増加させるための取組は実施していく必要があると考えている。

＜令和7年度目標＞

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	労災保険で支給した療養（補償）等給付のうち、 <u>労災保険指定医療機関で現物給付として支給された療養（補償）等給付の金額割合を98%以上とする。</u>	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。

＜令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方＞

本事業の目的である、被災労働者の療養生活の援護及び社会復帰の促進への寄与については、具体的には多くの被災労働者が、労災保険指定医療機関において自己負担をすることなく現物給付を受けるための環境整備を行うことである。

令和7年3月時点の労災指定医療機関数は44,926件であり、目標管理を開始した平成23年時点の39,184件から14年間で約5,700増加している状況にある。

このように、労災指定医療機関増加の取組を行ってきた結果、被災労働者が労災保険指定医療機関において現物給付を受けた割合（療養（補償）等給付の総額に占める割合）については、金額ベースで過去5年間は98%程度と高い水準で推移しており、指定医療機関数の増加により、被災労働者が労災保険指定医療機関で現物給付を受けるための環境整備は一定程度進んできているものと考えられる。

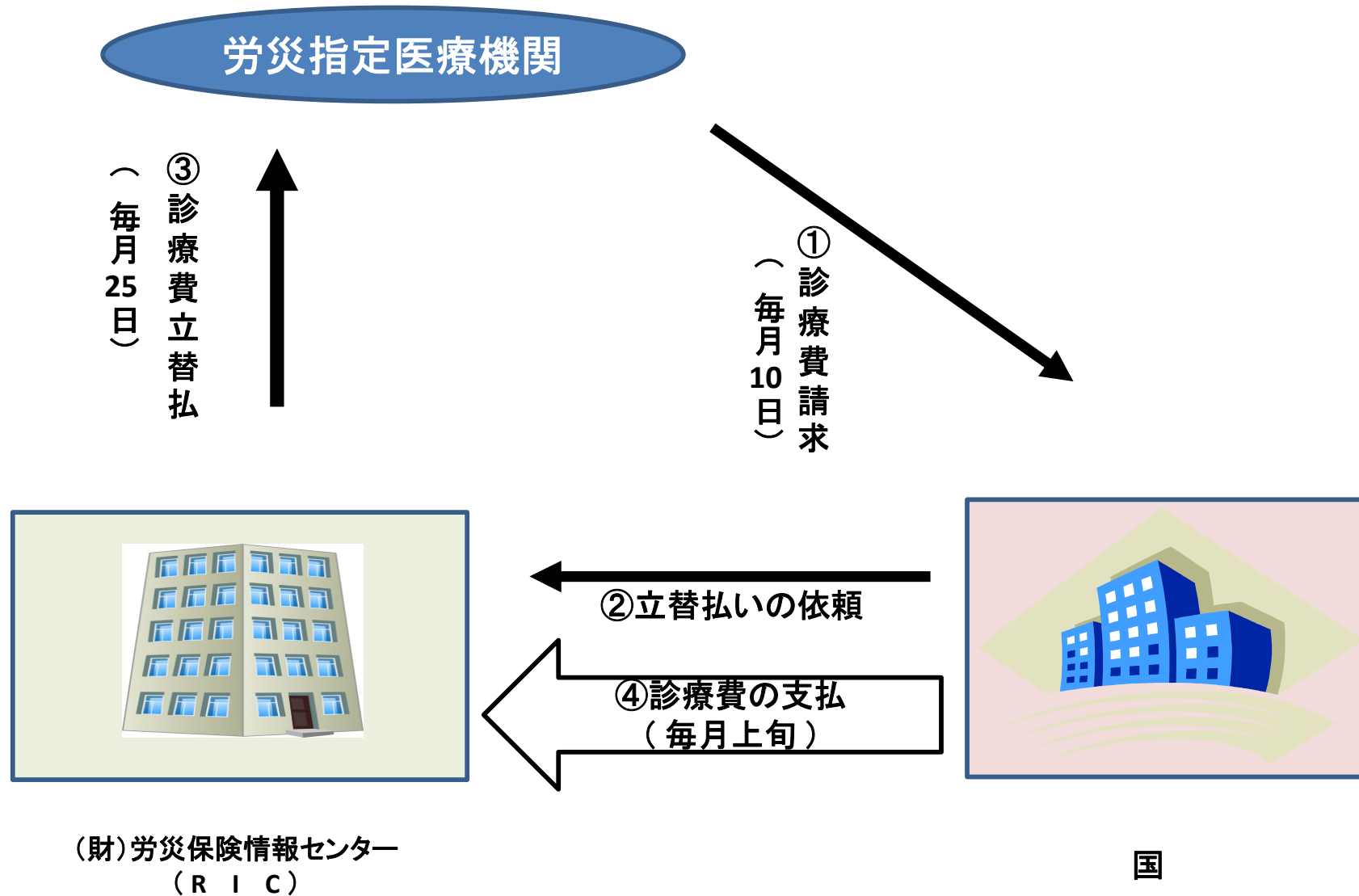
そのため、これまで本事業は労災保険指定医療機関の増加数をアウトカム指標として評価を行ってきたところであるが、このように国内の医療機関数が減少している状況及び昨年度の本検討会でのご指摘を踏まえ、次年度以降は、労災指定医療機関の増加ではなく、被災労働者が現物給付を受けた割合について新たな指標で評価することとしたい。

具体的には、「労災保険で支給した療養（補償）等給付のうち、労災保険指定医療機関において現物給付として支給された療養（補償）等給付の割合」を本事業の新たなアウトカム指標と設定し、目標値は過去5年間（※）の実績を元に98%以上とし、この指標に照らして本事業の効果を適切に評価してまいりたい。

※ 直近5カ年の実績は、98.9%→98.9%→98.9%→98.8%→98.9%

なお、労災保険指定医療機関の増加数については、アウトカム指標とはしないものの、引き続き積極的な勧奨を行っていくとともに、参考指標として本検討会へ報告することとする。

労災診療被災労働者援護事業補助事業に関する概要



労災保険指定医療機関の 指定手続のご案内

労災保険指定医療機関は、労災保険における療養の給付を国に代わって行っていただくもので、労働災害に被災した労働者は、労災保険指定医療機関で、費用を負担することなく療養を受けることができます。診療に要した費用は、全額、国に請求していただくことになります。申請に費用はかかりませんので、ご検討いただけますようよろしくお願いします。

○労災診療費の算定上の特長

👉 1点当たりの単価は健康保険を上回る金額で算定できます。

【12円または11.5円】

👉 労災保険独自の基準で算定できる項目があります。

*労災診療費算定基準の詳細については、こちらをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai_shinryouhi/kaitei0604.html



○労災保険指定医療機関の指定を受けていただくと

👉 労災保険の患者様が来院しやすくなります。
厚生労働省ホームページで検索できるようになります。

👉 診療費を、診療のつと算定する必要がありません。
診療費は1か月分をまとめて労働局に請求してください。

👉 レセプトのオンライン請求ができます。
導入に要した費用に対する支援金や診療費請求時の加算があります。

👉 診療費が支払われるまでの間、（公財）労災保険情報センターの貸付（立替払い）の制度を利用して、当月中に請求した診療費と同額を受け取ることができます。

※別途、（公財）労災保険情報センターとの契約が必要です。

都道府県労働局一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-0807	札幌市北区北7条西1-2-6 NCO札幌	011-716-2080
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8843
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-883-4275
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023-624-8227
福島	960-8513	福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎	024-529-5376
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9118
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027-896-4738
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6207
千葉	260-8625	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-202-2370
東京	110-0005	台東区上野1-10-12 商工中金・第一生命上野ビル	03-5812-8391
神奈川	231-0006	横浜市中区南仲通3-32-1 みなとファンタジアビル	045-222-6625
	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 ※R6.12.9～移転予定	※変更なし
新潟	950-0965	新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル	025-283-2123
	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 ※R6.11.5～移転予定	※変更なし
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076-432-2739
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4426
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2856
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第二合同庁舎	026-480-0707
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-8181
静岡	420-0859	静岡市葵区栄町4-10 静岡栄町ビル	054-653-6050
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルヂング	052-855-2148
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059-226-2109
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎	077-522-1131
京都	604-8171	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577-2 井門烏丸姉小路ビル	075-211-4100
大阪	540-0003	大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10 大阪中央労働総合庁舎	06-7711-0740
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078-367-9157
奈良	630-8113	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル	0742-32-1910
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857-29-1706
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-31-1159
岡山	700-0984	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎	086-206-1821
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082-221-9245
山口	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-652-9144
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8921
愛媛	790-0006	松山市南堀端町5-8 オワセビル	089-998-6580
高知	781-9548	高知市南金田1-39 高知労働総合庁舎	088-885-6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-6-26 安川産業ビル	092-433-7225
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	095-801-0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-355-3183
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-38-8837
鹿児島	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館NNビル	099-216-8616
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	098-868-7805

【問合せ先】

○労災保険指定医療機関の指定を受けるための手続等について

貴医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局へお問い合わせをお願いします。

○労災診療被災労働者援護事業(診療費の立替払い)について

公益財団法人労災保険情報センター(略称:RIC)

労災医療部援護事業課 電話 03(5684)5516

令和7年度事業番号 (令和6年度事業番号)	16 (16)	評価	D
事業名	安全衛生啓発指導等経費		
担当課・係	安全課業務班、計画課管理係、計画班		
令和6年度 事業概要	(1) ①安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間、全国労働衛生週間等を実施する。 ②登録教習機関から引渡される技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理するとともに、技能講習修了者本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する。 (2) 有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施するとともに、災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告等に基づきその発生原因を多角的体系的に検討・調査する。 (3) 国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等を継続できるように、修繕等をする。		

<令和6年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	①<u>全国安全週間について、外部メディアにおいて47回以上取り上げられる。</u> ②<u>技能講習の帳票データの受付数を171万件以上とする。</u>	①全国安全週間に係るリーフレットを各都道府県労働局が周知に使用する部数を把握し、印刷及び配布する(令和6年度必要数:108,110部)。 ②引き続き帳票データを引き受けることを周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。
実 績	①<u>全国安全週間について、外部メディアに118回取り上げられた。</u> ②<u>技能講習の帳票データを156万件受付した。</u>	①全国安全週間に係るリーフレットを各都道府県労働局が周知に使用する部数を把握し、印刷及び配布した。 ②帳票引受けからデータ入力に至る一連の流れがマニュアル化されており、その徹底がなされることで適切な管理がなされている。

<未達成の理由・原因>

技能講習の帳簿データの受付数については目標未達成となったが(達成率91%)、厚生労働省では、これまでも修了者の利便性の向上を図るため、登録教習機関に対して、各年度に実施した直近の技能講習の帳票データに加え、過去に実施した技能講習の帳票データについてもデータ提供を行うよう協力依頼を行っており(平成25年度及び令和元年度に登録教習機関に対して通知を発出)、特に令和元年度以降の5年間で、過去実施分の帳票データを相当数受け付けている(当該5年間に於いては、各年度の受付総件数の6割程度を占めていると考えられる)。現在、本事業で一元管理している修了者情報は5,000万件を超えており、登録教習機関から都道府県労働局に対する報告によれば、技能講習の修了者数(延べ修了件数)は年間およそ100万件(帳票受付機関へのデータ提供を行っていない登録教習機関も含めたもの)であることや、修了者情報を分析したところによると、登録教習機関が保有する過年度実施の帳票データの多くは既に受付済となったと考えられる。

このため、今後は各年度に実施した直近の技能講習の帳票データ(上記報告によれば年間総数約100万件)の

受付が中心となることが予想されるが、令和6年度はこのような状況の中で、令和5年度と比較して過去実施分のデータの受付が大幅に減少したことが、帳票受付数全体が減少した要因と考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

上記のとおり、登録教習機関が保有する過年度実施の技能講習の帳票データの多くが既に受付済であると考えられることから、今後は、複数の技能講習の修了資格を適時に修了証明書一枚に統合するために、登録教習機関より送付された帳票データをデータベースで一元管理した上で、申請者からの求めに応じ、修了証明書を交付することが課題。

<令和7年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①全国安全週間について、外部メディアにおいて47回以上取り上げられる。 ②不備のない申請について申請受付から修了証明書発行までに要する期間を1ヶ月以内とし、その期間内に発行した割合を90%以上とする。	① 全国安全週間に係るリーフレットを各都道府県労働局が周知に使用する部数を把握し、印刷及び配布する（令和7年度必要部数：82,050部）。 ② 引き続き帳票データを引き受けることを周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。

<令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

全国安全週間に係るリーフレットの配布により、また全国安全週間準備期間及び本週間に47労働局で実施したパトロールや集団指導が外部メディアに広報されることにより、事業者及び関係団体等の安全衛生意識の高揚につながると考えられるため、アウトプット指標①及びアウトカム指標①とした。

技能講習の帳票データについて、登録教習機関が保有する過年度実施の技能講習の帳票データの多くが既に受付済であると考えられることから、新たに申請者の立場に沿ったアウトカム指標を立てることとし、令和7年度は、「適切な申請について申請受付から修了証明書発行までに要する期間を1ヶ月以内とし、その期間内に発行した割合を90%以上とする」ことをアウトカム指標②とする。また、安定した帳簿の引き渡しを維持するため、引き続き、令和6年度と同じ目標としてアウトプット指標②を設定した。

令和7年度予算額 3.3億円（2.2億円） ※（）内は前年度当初予算額

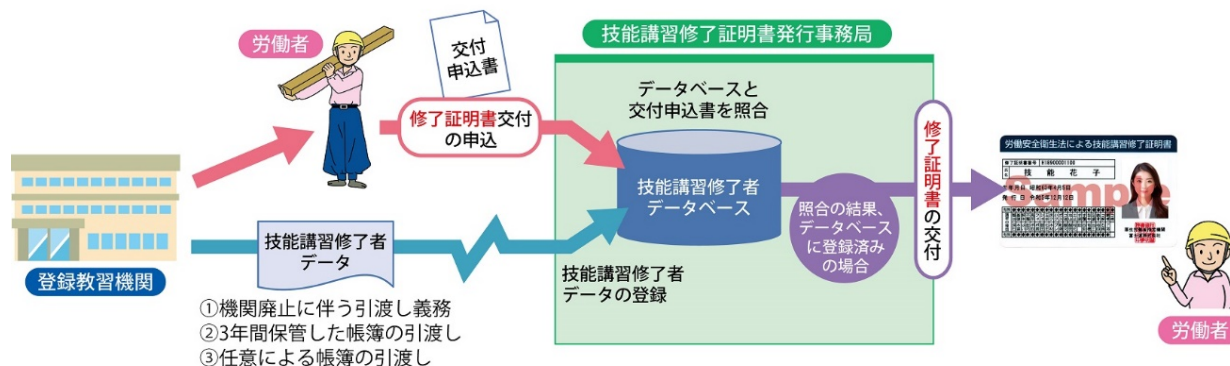
労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 労働災害の防止を図るため、フォークリフトの運転等の一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、技能講習の受講及びこれを修了したことを証明する書面（技能講習修了証）の携帯が、労働安全衛生法で義務付けられているおり、技能講習を実施する登録教習機関が事業を廃止した後もその帳簿を引き継ぎ、労働者が技能講習修了証を紛失した場合の再発行等に応じる機関が必要である。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を工程表に沿って推進することとされており、技能講習修了証明書についても、マイナポータルを通じたマイナンバーカードとの連携が求められており、国家資格システムとの連携に対応する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- 登録教習機関から技能講習修了者データを引き継ぎ、一元管理する。
- 労働者等からの申請に応じ、技能講習を修了したことを証明する書面を1枚に統合して交付する。
- 技能講習修了証明書発行の電子申請受付を行う。



3 実施主体等

○委託事業にて実施

- 1) 技能講習修了証明書発行事業の運営
- 2) 指定交付保存機関としての業務
- 3) 電子申請機能の運用
- 4) 国家資格システムとの連携

令和7年度事業番号 (令和6年度事業番号)	30 (30)	評価	D
事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等		
担当課・係	労働条件政策課労働時間特別対策室特別対策係		
令和6年度 事業概要	自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの継続運用・充実 令和6年4月から適用されている改正後の上限規制および改善基準告示についての大規模広報		

＜令和6年度目標と実績＞

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	トラックドライバー・建設業の時間外労働の制度に関する 10 問程度のインターネットアンケートを令和6年5月及び令和7年2月に実施し、それぞれ 500 程度のサンプルをそれぞれ回収し、認知度の向上を測る。	既存の上限規制周知用ポスターを全国約 1,400 箇所に配布する。また、広く国民一般に対して問題意識を醸成するため新規動画を 1 本作成する。新規リーフレットも併せて作成し、65,000 部程度配布する。
実 績	令和6年5月にはトラックドライバー・建設業に関して各 600 サンプル、令和7年2月にはトラックドライバーに関して 601 サンプル、建設業に関して 600 サンプルをそれぞれ回収し比較した結果、「トラックドライバーに時間外労働の上限規制及び改善基準告示が適用されること」について「知っている」との回答は、60.2%から51.9%と8.3ポイント減少。また、「建設業に時間外労働の上限規制が適用されること」について「知っている」との回答は、55.7%から50.3%と5.4ポイント減少。	既存の上限規制周知用ポスターを全国 1,625 箇所に配布した。また、広く国民一般に対して問題意識を醸成するため新規動画を6本作成し、併せて新規リーフレットを作成の上、65,000 部配布した。

＜未達成の理由・原因＞

令和6年4月からのトラックドライバー・建設業の上限規制適用に合わせて、4月15日～4月30日にかけてスポットCMの放映を行ったほか、ポスターの駅貼り、車内ビジョンの複数の媒体についても4月の短期間に集中して広告を行っていた影響等により、1回目の調査（5月）において、2回目の調査（2月）時点と比較して高い認知度が確認されたことから、令和6年度中において認知度の向上には至らない結果となった。

＜改善すべき事項・今後の課題＞

トラックドライバー、建設業における長時間労働の改善に向けて取引慣行を見直すためには、荷主や工事発注者等の理解・協力を欠かすことはできない。そのため、これら取引関係者の具体的な行動に繋げるためには、年間を通じて社会的関心を引き寄せ続ける必要があることから、国民の目にとまる機会が増えるよう広告の打ち出し回数や時期の工夫を行い、並行して必要な情報を発信できるようポータルサイトの充実を図り、継続的に周知広報を実施する必要がある。

なお、令和5年度に行った時間外労働の上限規制に関する認知度調査（令和5年6月時点）において、トラックドライバーについては「知っている」との回答は47.7%、建設業については同43.0%となっており、前年度と比較すると増加傾向にある。

※アンケートの回答は、「知っている」、「なんとなく知っている」、「全く知らない」の3択であり、「全く知らない」を除いた「知っている」及び「なんとなく知っている」の合計では、「トラックドライバーに時間外労働の

上限規制及び改善基準告示が適用されること」については、94.0%、90.2%であり、「建設業に時間外労働の上限規制が適用されること」については、93.0%、87.0%となっている。

<令和7年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	トラックドライバー・建設業の時間外労働の制度に関する10問程度のインターネットアンケートを令和7年5月及び令和8年2月に実施し、それぞれ500程度のサンプルをそれぞれ回収し、その平均値を前年度と比較し、荷主または発注者として長時間労働の改善や働き方の改善のために「気をつけていることがある」および「今はないが、今後気をつけたいことがある（検討している）」と回答した者の合計の割合の向上を測る。	取引関係者からの取組事例を収集し、建設業の労働者、トラックドライバーの長時間労働の削減に資する取引慣行の改善に向けた取組事例集を作成し、50,000部程度配布する。

<令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

アウトカム指標については、具体的な課題解決につながる必要があることから、トラックドライバー・建設業の時間外労働の制度に関する理解を把握するため、昨年度に引き続きインターネットアンケートを実施することとした。

アウトプット指標については、昨年度の実績を踏まえ、トラックドライバー・建設業の時間外労働の制度に関する広報活動の更なる実施とした。

令和7年度予算額 1.9億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。⇒労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。⇒荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- 自動車運転の業務や建設の事業には令和6年度から上限規制の適用が開始されており、令和7年度以降も取引環境の改善等のための関係法令が順次施行される。
⇒引き続き上限規制や改善基準告示について周知を行うとともに、荷主や発注者に対して、取引環境の改善を通じた長時間労働の削減に取り組むようこれまで以上に促していくことが必要。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

（1）荷主等に対する自動車運転者等の長時間労働削減のための情報発信

- 取引環境改善に向けた企業・国民向け周知広報特設サイトの継続運用
- 自動車ポータルサイトの継続運用
- 建設労働者の労働環境改善に向けた特設サイトの開設・運用【新規】

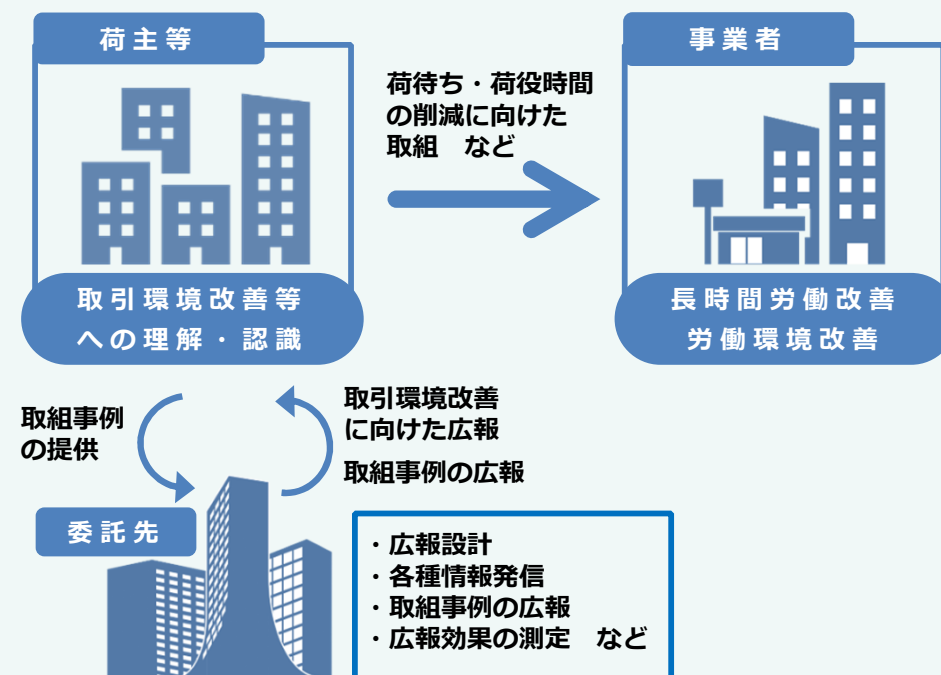
（2）荷主等による自動車運転者等の長時間労働削減に資する取組の促進

- 時間外労働の上限規制・改善基準告示の周知広報
- 荷主等による取組事例の周知広報【新規】

実施主体等

- 実施主体：委託事業（民間団体等）
- 事業実績（令和5年度）：
 - ・取引環境の改善に向けた企業・国民向け特設サイトアクセス件数 137万1,810件
 - ・自動車ポータルサイトアクセス件数 64万7,448件

（2）について



令和7年度事業番号 (令和6年度事業番号)	12 (12)	評価	B
事業名	長期家族介護者に対する援護経費		
担当課・係	労働基準局労災管理課企画法令係		
令和6年度 事業概要	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金（一時金 100 万円）を支給する。		

＜令和6年度目標と実績＞

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を 80%以上得る。	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を 1 か月以内とする。または、当該期間が 1 か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。 令和6年度の支給件数を 41 件以上とする。
実 績	受給者からアンケートを取った結果、回答を得たアンケートのうち、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価は 90%であった。	令和6年度の支給件数は 30 件であった。 うち3件については、申請から支給決定までに要した期間が1ヶ月を超えており、かつ申請者に連絡をしていなかった。

＜未達成の理由・原因＞

支給件数については、申請に依拠するものであり、未達成となった。

また、申請から支給決定までに要する期間が 1 か月を超える場合は、申請者に事前に連絡することとしていたが、会計の支払処理がいつになるかわからなかった等理由により連絡をしていなかったものがあつた。

＜改善すべき事項・今後の課題＞

例年の執行率は好調であり、また、支給件数の推移は平成 30 年以降令和5年度まで一貫して増加しており、傾向としては増加基調にある。令和6年度のアウトプット指標の未達成については、目標値を令和元年度から令和5年度までの平均として算出した結果、増加した年度の影響を受け、目標が高い値になったため未達成となったもの。支給件数は令和元年度と同一であり利用状況は堅調。

今年度は制度の対象者に制度の説明を行う等の対応を労働局に指示し、引き続き、事業の適正な運営に努める。

また、申請から支給決定までに要する期間が 1 か月を超える場合は、あらかじめ申請者に連絡する対応について労働局に徹底するよう改めて指示を行う。

今後、件数の減について、低調であれば、原因を分析の上、対策の実施を検討する。

＜令和7年度目標＞

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を 80%以上得る。	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を 1 か月以内とする。または、当該期間が 1 か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。

＜令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方＞

アウトカム指標については、長期家族介護者援護金は、遺族から申請があつた際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないことから、事業のあり方を含めた検討のため受給者に対してアンケートを実施し、当該アンケートにおける役に立った旨の回答を 80%以上とするよう目標を設定した。

アウトプット指標については、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。

遺族（補償）給付が受けられない場合であって、長期に被災者の介護を行ってきたなど、一定の要件を満たす遺族は、長期家族介護者援護金を受けることができます。

① 制度の概要

一定の障害により、障害等級第1級もしくは第2級の障害（補償）年金または傷病等級第1級もしくは第2級の傷病（補償）年金を10年以上受給されていた方が、業務外の原因で死亡した場合、一定の要件を満たすご遺族の方に、長期家族介護者援護金を支給するものです。

② 支給内容

遺族に対して、100万円が支給されます（援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上の場合には、100万円をその数で除して得た額）。

③ 申請の手続

長期家族介護者援護金支給申請書に必要事項を記入し、管轄の労働基準監督署長を経由して、管轄の都道府県労働局長に提出してください。

④ 支給対象者

次のいずれの要件も満たす方が支給対象者です。

- 1 障害等級第1級もしくは第2級の障害（補償）年金又は傷病等級第1級第2級の傷病（補償）年金の受給者（ただし、受給期間が10年以上の者に限る。）であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。
 - （1）神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要すること。
 - （2）胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要すること。
 - （3）せき髄の著しい障害により、常に介護を要すること。
- 2 妻又は55歳以上若しくは一定の障害の状態にある最先順位の遺族であること（順位等については遺族（補償）年金の支給の場合に準ずること）。
- 3 遺族（補償）給付を受給することができないこと。
- 4 生活困窮者（所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者であって、その者を扶養する者がいないか、又はその者を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者）であること。

令和7年度事業番号 (令和6年度事業番号)	13 (13)	評価	B
事業名	労災特別介護施設運営費・設置経費 ((1) 労災特別介護援護事業経費、(2) 労災特別介護施設設置費)		
担当係	労働基準局労災管理課年金福祉第一係		
令和6年度 事業概要	在宅で介護を受けることが困難な労災重度被災労働者に対して、 その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する 労災特別介護施設の運営を行う。 また、当該施設の整備・修繕を行う。		

＜令和6年度目標と実績＞

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	入居者から、介護サービスが有用であった旨の 評価を90%以上得る。	<u>全国8施設の年平均での入居率を90%以上と する。</u>
実 績	有用であった旨の評価：92.7% ※11,459(有用の評価) / 12,364(総回答数)	<u>年平均入居率：79.8%</u> <u>※605名(年平均入居者数) / 758名(入居者 定員)</u>

＜未達成の理由・原因＞

アウトプット指標については、委託先と令和5年度～令和7年度の3箇年契約を結ぶにあたり、入居率が特に低かった愛媛施設(令和4年度68.2%)について、入居定員数を88名→82名に見直しを行ったが、令和6年度の施設全体の年平均入居率は79.8%にとどまり、目標未達成となった。

目標未達成となった原因としては、死亡や長期入院等による退去者数が昨年度に比べ増加し、新規入居者数を上回っていることである(退去者84名、入居者62名)。

また、今後、入居率を向上させていく上で、施設によって入居希望者数に差があることが課題になると考えられる。千葉施設については、早期入居を希望する者が毎月平均で11.8名いたが、入居率が最も低かった愛媛施設については、月平均で2名にとどまった。これは、入居対象となる労災重度被災労働者数の偏在によるものと思料され、仮に各施設の所在地周辺の都道府県を北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄の8ブロックに分けると、愛媛施設の所在地である四国ブロックには全労災重度被災労働者(19,959名(令和7年4月支払期時点))の4.8%(959名)が居住している状況となっており、平均値の12.5%(2,494名)を大幅に下回っている。このように労災重度被災労働者数の地域毎の偏在があることから、先述のとおり令和5年度に愛媛施設の定員の見直しを行ったものの、愛媛施設及び北海道施設(入居定員数88名)を除く他施設においては一律の設定であることも目標未達成の一因であると思料される。

＜改善すべき事項・今後の課題＞

アウトプット指標については、受託者からの適時の状況把握を行うとともに以下の取組を行った。
全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じて職員に周知し、年金支給決定時に職員から入居対象者に対する説明及び周知を実施すること及び全都道府県障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対する本事業の紹介を依頼するなど、入居率向上のための取組を行った。また、委託先に対しては、入居促進の取組内容について調査を行い、委託先が入居促進を実施していく過程で効果の検証及び改善等を随時行うよう指示を行い、改善を求めた。

委託先の取組として、都道府県労働局及び市町村等の行政機関へ協力依頼などのこれまでの取組のほか、労災ケアサポーターとの連携や令和5年度に引き続き労災病院や協力医療機関等の医療ソーシャルワーカーが所属

している部署（医療相談室、地域医療連携室、地域包括支援センター等）に、労災重度被災労働者が施設に入居することのメリットを記載した文書を持参し、入居促進活動を積極的に行った。また、労災重度被災労働者の退院支援の際に施設の紹介を行っていただくよう依頼した。令和5年度より施設紹介動画を作成してHPに公表したり、過去に問い合わせをいただいた者に対して、改めて入居勧奨を行うなどの取組を実施している。また、入居促進の改善のため、これまで施設ごとにしか新規入居者数等の目標を設定していなかったが、令和6年度からは8施設全体で入居率 90%達成を目指して取り組むこととした。そのため、入居促進の取組状況について定期的に確認し、効果の検証を行い、見直すべきところは見直しを行いより効果的な入居促進に取り組んだ。

なお、前項で記載した、施設毎で入居希望者数に差があるという課題については、令和5年度から3箇年契約を行うにあたり、特に入居率が低かった愛媛施設の入居定員数を 88 名から 82 名に見直しを行うことで対応していたが、その後の更なる入居者数と入居定員との乖離を考慮し、令和7年度も速やかに入居定員数の更なる見直し（758 名→627 名）を行う予定。

また、入居率を向上させるための取組として、早期入居希望者のうち希望施設の空き部屋がない方へはほかの施設への入居を進めることや、入居の端緒となりうる短期滞在型介護サービスを有効活用できるよう積極的な周知・利用促進を引き続き行っていく。加えて、適正かつ合理的な事業の運営が実施できるよう不断の見直しを行っていくこととする。今後も事業運営の適正化を図る一方で、予算規模の見直しについても併せて行ってまいりたい。

<令和7年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を 85%以上得る。	全国 8 施設の年平均での入居率を 90%以上とする。

<令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

アウトカム指標については、介護・看護及び財務分野に詳しい有識者で構成した当事業の評価等検討会の委員の意見を踏まえて、アンケートの設問について類似の設問をまとめるなどの見直しを行う。さらに、これまで「どちらともいえない」という回答を分母に含めていなかったが、より実態に近い評価を反映するため、「どちらかといえば満足」「どちらかといえば不満足」に分類し、全ての回答を分母に含めるよう見直しを行う。この変更により母数が変わり有用度の数値が上下にぶれやすくなるため、目標を 85%以上に変更する。

アウトプット指標については、平成 22 年度の事業目標設定時に、当時の平均入居率が 90%以上を維持していたため、目標を 90%として設定したこと及び当時に比べて労災重度被災労働者は減少しているものの、入居していない労災重度被災労働者が一定数いること、また、国有財産の有効活用の観点から、令和6年度と同じ、入居率を年平均 90%以上と設定する。

令和6年度労災特別介護施設入居者数

(単位:人)

	第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期			年間平均	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	入居者数	入居率
北海道	75	76	77	76	77	76	77	76	74	73	72	72	75	85.2%
宮城	90	91	92	90	90	89	89	89	89	88	89	89	90	91.8%
千葉	84	84	84	85	84	84	84	82	86	85	84	84	84	85.7%
愛知	75	78	78	79	80	81	83	83	79	75	72	72	78	79.6%
大阪	80	78	76	78	78	76	77	75	76	74	76	77	77	78.6%
広島	68	66	66	67	67	65	64	66	65	66	65	65	66	67.3%
愛媛	58	58	58	58	58	58	58	58	56	54	54	55	57	69.5%
熊本	79	78	77	77	77	77	78	79	78	77	77	77	78	79.6%
合計	609	609	608	610	611	606	610	608	603	592	589	591	605	79.8%
平均	609			609			607			591				
平均入居率	80.3%			80.3%			80.1%			78.0%				

※1 入居者数は月末時点の入居者数である。

※2 入居率は各施設定員100名(北海道及び愛媛はそれぞれ90名、84名)から短期滞在型介護サービス用の2床を除いた98名(北海道は88名、愛媛は82名)を母数として計算し

労災特別介護施設(ケアプラザ)の概要

1. 背景・目的

令和7年度予算(労災勘定) 2,043,346(1,887,839) 千円

- 労災年金を受給している労災重度被災労働者(傷病又は障害等級第1級から3級)は、全国で約20,000人に上り、このうち約13,000人が60歳を超えている。
 - これら労災重度被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難となり、介護に当たる家族介護者の肉体的・精神的負担は相当大きなものとなっている。
 - 労災重度被災労働者は一般の障害者とは異なり、せき髄損傷、頭部外傷、じん肺など労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、その傷病・障害の特性に応じた専門的な介護は施されていない現状にある。
- ⇒ こうした労災重度被災労働者の介護をめぐる環境等を十分踏まえ、傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。

2. 事業の内容

高齢化の進展等により在宅での介護が困難な労災重度被災労働者のための介護施設として、国が全国8カ所に設置し、せき髄損傷、頭部外傷、じん肺等の労災特有の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービス及び短期滞在型介護サービスを提供する。

※事業及び施設の運営は一般財団法人労災サポートセンターに委託(R5～R7の3カ年契約)

■施設

- 設置場所:北海道、宮城、千葉、愛知、大阪、広島、愛媛、熊本
- 敷地面積:約25,000㎡、延べ床面積約11,000㎡(8施設平均)
- 居室数(うち個室):約85(80)室(8施設平均) * 個室の広さは約30㎡
- 入居定員:100名(北海道施設及び愛媛施設はそれぞれ90名、84名)

■入居要件

原則として、傷病等級又は障害等級が1級から3級の労災年金受給者(労災重度被災労働者)で在宅での介護が困難な者(障害等級4級程度の者でも、特例的に入居が認められる場合がある)

①介護サービス

■介護体制

- ① 看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務し、食事介助、排泄介助、入浴介助など日常生活の介護を提供(24時間365日介護)
- ② 入居者の障害、傷病の状態に合わせて適切な介護とともに、身体機能維持のためリハビリ専門職(療法士)によるリハビリテーションを実施

■健康管理

月3～4回程度、医療コンサルタント(医師)による健康相談の実施

■施設利用料

年収や扶養家族の人数に応じ、月額3万6千円から28万4千円までの16段階に区分

例 年間収入430万円で配偶者のある方が個室入居の場合 月額14万円(日用品の購買費や診療費などは個人負担) * 県・市町村の負担金等は発生しない。また、介護保険適用対象外の施設であるため、入居者が年収に応じた入居費を支払うのみであり、入居者は介護保険料の納付は停止される

■介護費

労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分

「常時介護を要する状態」にある者 ⇒ 177,950円、「随時介護を要する状態」にある者 ⇒ 88,980円

* 労働者災害補償保険に介護(補償)等給付の支給を請求することにより、後日、同額が支給されるため、入居者の実質的な負担はなし

②短期滞在型介護サービス

■短期滞在介護サービス

労災重度被災労働者を介護をしている家族等が、病気、冠婚葬祭、旅行等のために一時的に介護ができなくなったときに、短期間、その家族等に代わって労災重度被災労働者に対して介護サービスを提供(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、1日につき4,400円(食事代・消費税を含む))

■日帰り介護サービス

労災重度被災労働者に対し、日中の入浴、給食等の介護サービスを提供(利用料金は1日につき700円(食事代・消費税を含む))

■家族同伴短期滞在介護サービス

労災重度被災労働者とその家族が同伴し、在宅での生活において必要となる、日常生活動作、介護技術を習得するサービスを提供(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1名1日につき4,400円(食事代・消費税を含む))

令和7年度事業番号 (令和6年度事業番号)	22	評価	B
事業名	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組		
担当課・係	監督課・特定分野労働条件対策係		
令和6年度 事業概要	36 協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する(①)。その他、労働条件に関する相談ができる「労働条件相談ほっとライン」の設置(②)、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施(③)、労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布(④)、問題事業場の把握につなげるインターネット監視(⑤)による労働条件に係る情報収集事業を行う。		

<令和6年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、現状労務管理に問題があった事業場が1年以内に改善を実施すると回答した割合を70%以上とするとともに、過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」以上の回答を得る。 ②「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ③大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 ④指導者を対象にして実施するセミナーの受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。	①基礎セミナー・過重セミナーの周知に関し、基礎セミナー407,170部、過重セミナー320,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ②1月平均5,000件以上の相談を受け付ける。 ③大学等でのセミナー周知に関し、100,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ④高校・大学等の指導者向け解説動画のオンラインセミナーの周知に関し、20,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ⑤インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均80件以上とする
実績	①基礎セミナーについては、70.4%であった。過重労働セミナーについては、87.7%であった。 ②94.9% ③97.04% ④97.6% (ただし、指導者向けのセミナーが令和5年度で終了したことから、医学生等を対象にして実施する講義の受講者アンケートを元に実績を算出。)	①基礎セミナー317,980部のリーフレットの作成・配布を行った。 過重セミナー323,950部のリーフレットの作成・配布を行った。 ②1月平均6,159件 ③100,015部 ④20,000部 ⑤月平均80件

<未達成の理由・原因>

アウトカム指標④については、令和6年度より解説用動画の掲載のみの実施とし、受講者アンケート等は実施していないことから、実績を求めることができなかったもの。また、アウトプット指標①については、広報にかかる委託業者との各種調整が当初よりも遅れたことで、リーフレットの送付に関しても予定した送付先に送付しきれなかったことが未達成の理由だと考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

令和7年度の基礎セミナーにかかる事業については、4月の段階でリーフレットのデザイン及び記載内容の詳細を検討していく等、より長期的な広報が行えるように各種調整を早期の段階で進めている。

<令和7年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、現状労務管理に問題があった事業場が1年以内に改善を実施すると回答した割合を70%以上とするとともに、過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義で扱った内容について理解できた旨の回答を得る。 ②「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ③大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体で扱った内容の理解度についてアンケートを実施し、80%以上から理解できた旨の回答を得る。	①基礎セミナー・過重セミナーの周知に関し、基礎セミナー490,377部、過重セミナー248,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ②1月平均5,000件以上の相談を受け付ける。 ③大学等でのセミナー周知に関し、9,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ④高校・大学等の指導者向け解説動画の周知に関し、20,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ⑤インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均80件以上とする

<令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

①セミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。また事業の運営においては、広報活動を最大限を行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。

②アウトカム指標とアウトプット指標については、前年度以前の相談件数の実績を考慮のうえ目標を設定した。

③については、事業の運営において広報活動を最大限を行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。

④平成28年度以降、高校、大学等、若者向けの労働法教育に関する指導者用資料を作成してきたが、各資料が受講者にどれだけ寄与しているかを図る指標としてアンケート結果をアウトカム指標として設定していたが、令和6年度より解説用動画の掲載のみの実施としたためアウトプット指標については、広報活動を最大限行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数指標とした。

⑤インターネット監視については、都道府県労働局等において対応すべき問題事業場を把握する等のものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するアウトカム指標を設定することは困難である。

令和7年度 就業環境整備・改善支援事業

令和7年度概算要求額 5.0億円（5.9億円）の内数※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

36協定未届事業場に対して自主点検を実施し、問題が認められた事業場への改善勧奨を行う。さらに、当該事業場や新規設立事業場向けに労務管理や安全衛生管理の基礎的な要点について解説するセミナーの実施や、専門家が事業場を訪問し労務管理・諸手続について指導する、普及指導を行う。これらの取組により、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。加えて、「過労死等防止啓発月間」の11月を中心として、労務管理者等向けのセミナーを実施することで、過重労働防止に向けた自主的な改善対策を推進するとともに、過重労働解消に向けた機運を醸成する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業スキーム】



【事業内容】

- ・対象は、就業環境の整備が必要な事業者（新規起業等）、就業環境の改善が必要な事業者（36協定未届者等）
- ・36協定未届事業場に対する自主点検表の送付・回収・督促・分析、改善の支援勧奨
- ・支援セミナー、個別訪問の実施
- ・支援対象事業場への周知・勧奨（ポスター・リーフレット等）
- ・自主点検回答、広報、セミナー申込等のためのWEBサイトの運営
- ・セミナー用テキストの作成・配布
- ・過重労働解消のためのセミナーの実施 等

【事業概要】

- ・自主点検の実施（R7：11万6千事業場）
- ・支援セミナーの実施（現地開催とWEBセミナーの実施（R7：参加者9,590人目標））
- ・個別訪問の実施（R7：1,500件目標）
- ・過重セミナーの実施（R7：原則WEB開催で実施）

3 事業の課題、改善点及び次年度以降の変更点

○自主点検回答方法のWEBへの一本化

これまで、郵送も認めていた自主点検の回答について、原則WEB回答とする。

（回答督促の際、希望する場合のみ返信用封筒を送付する）

○現地セミナーの広報の改善

・現地セミナー（助成金の案内や事例紹介を交えた実務的な取組事例）とWEBセミナー（法令の基礎的な内容）の講義内容の違いを明確にしたリーフレットの作成。

・R5アンケートの結果、セミナー受講のきっかけとして、商工会等のメールマガジンと回答した者が多いため、商工会等にリーフレットを送付する際、会員向けへのメールマガジンへの掲載を依頼するなど、広報の改善の実施。

令和7年度事業番号 (令和6年度事業番号)	37 (37)	評価	B
事業名	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し		
担当課・係	労働基準局労働条件政策課新たな働き方推進係 雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室働き方改善係休み方改善係 雇用環境・均等局雇用機会均等課母性健康管理係		
令和6年度 事業概要	① 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47 都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談支援や電話相談等を実施する。 ② 働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。 ③ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うほか、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、特別休暇等の普及促進、勤務間インターバル制度導入促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。 ④ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 不妊治療と仕事との両立の重要性について社会全体の理解を深めるため、不妊治療と仕事との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けた事業主向け研修会の実施・女性向け雑誌広告、マニュアル、不妊治療(予定)者向け資料の作成・配付等により周知啓発等を行う。		

<令和6年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	1 働き方改革推進支援助成金（4コース）の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも 90%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たっての相談対応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を 95%以上とする。 3 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい（普通を含む）」の回答を得る。 4 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の参加企業アンケートにおいて、不妊治療と仕事との両立支援について「非常に参考になった」又は「参考になった」と回答した企業の割合を 80%以上とする。	1 <u>働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）の支給決定件数について、令和6年度予算における想定件数の7割（2,754件）以上とする。</u> 2 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）の支給決定件数について、令和6年度予算における想定件数の7割（522件）以上とする。 3 <u>働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）の支給決定件数について、令和6年度予算における想定件数の7割（923件）以上とする。</u> 4 働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）の支給決定件数について、令和6年度予算における想定件数の7割（141件）以上とする。 5 働き方改革推進支援センターにおけるコンサルティングによる相談件数を、30,000件以上とする。 6 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している新設後の「働き方改革特設サイト」のPV数298万PV以上（令和6年4月～令和7年3月） 7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を155万件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を6,000件以上とする。 8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会を2回以上アーカイブにより開催する。

実績	1、労働時間等の設定改善に役立った旨のを回答をした事業主の割合 ①業種別課題対応コース 99.5% ②労働時間短縮・年休促進支援コース 99.7% ③勤務間インターバル導入コース 100% ④団体推進コース 100% 2 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した人の割合 99.7% 3 「使いやすい（普通を含む）」と回答した人の割合 93.1% 4 「非常に参考になった」「参考になった」と回答した企業の割合 97.8%	1 業種別課題対応コース支給決定件数 718 件 2 労働時間短縮・年休促進支援コース支給決定件数 3,027 件 3 勤務間インターバル導入コース支給決定件数 171 件 4 団体推進コース支給決定件数 367 件 5 コンサルティングによる相談件数 32,928 件 6 働き方改革特設サイトのPV数 3,452,021 件 7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数 2,926,972 件 8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の実施回数 2回

<未達成の理由・原因>

【アウトプット指標】

1、3 業種別課題対応コースにおいては、前年度に比べ支給決定件数は増加しているものの、その対象となる事業主が容易に労働時間を短縮し難い状況に置かれていることにより、一般業種と同一の成果目標であっても、現時点では達成が容易でない成果目標となっていること、勤務間インターバル導入コースについては、労働時間が長い事業主に対象を限定していることに加え、業種別課題対応コースでもインターバルの取組が可能となっていることが影響し、当初見込みを下回ったものと考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

1、3 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されている自動車運転者、建設業等は依然として労働時間が長い実態にあるほか、勤務間インターバル制度は小規模の企業において導入割合が低いといった課題があり、これらの対象に対しては、引き続き、重点的な支援を行っていく必要がある。今後、効果的な事業を実施していくために、これらの対象の実情に応じた成果目標等の見直しについて検討を行う。また、引き続き、働き方改革推進支援センターや使用者団体等を通じて周知を図るなどの利用勧奨を行う。

<令和7年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	1 働き方改革推進支援助成金（4コース）の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも 90%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たっての相談対応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を 95%以上とする。 3 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい（普通を含む）」の回答を得る。 4 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の参加企業アンケートにおいて、不妊治療と仕事との両立支援について「非常に参考になった」又は「参考になった」と回答した企業の割合を 80%以上とする。	1 <u>働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の7割（754件）以上とする。</u> 2 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の7割（2,077件）以上とする。 3 <u>働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の7割（210件）以上とする。</u> 4 働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の7割（178件）以上とする。 5 働き方改革推進支援センターにおけるコンサルティングによる相談件数を、30,000件以上とする。 6 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している新設後の「働き方改革特設サイト」のPV数 360万PV以上（令和7年4月～令和8年3月） 7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を 155万件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を 6,000件以上とする。 8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会を2回以上開催する。

<令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

【アウトカム指標】

- 1 働き方改革推進支援助成金について、当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため設定した。
- 2 働き方改革推進支援センターについて、相談内容に対する専門家の支援が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。

3 働き方・休み方改善に向けた事業については、企業及び社員の働き方の気づき・理解が重要であることから、ポータルサイトの使いやすさについて引き続き高水準を維持する目標とした。

4 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解が重要であり、情報提供等のための研修が必要であることから設定した。

【アウトプット指標】

1～4 働き方改革推進支援助成金について、予算上の想定件数7割の合計件数を目標件数として設定した。

5 働き方改革推進支援センターについて、本事業は企業に対する個別相談支援を重視していることから目標として設定し、目標数値については、令和7年度の予算は令和6年度よりも減少しているものの、事業の効率的な運営を図ることで支援件数は同水準を維持することを目指し、昨年度と同様の件数を設定した。

6 アクセス件数は過去の実績（過去3年平均）を踏まえた目標とする。

7 アクセス件数と診断結果件数は、令和6年度の実績が診断指標の見直しに伴うものであると考えられ、また、本年度は当該見直しを予定していないことから、令和6年度を除いた過去の実績（過去3年平均）を踏まえた目標とした。

8 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解が重要であり、情報提供等のための研修が必要であることから設定した。

働き方改革推進支援助成金

令和 7 年度予算額（令和 6 年度予算額）：92 億円（71 億円）

コース名		成果目標	助成上限額	助成対象となる取組	助成率
業種別課題 対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）	建設事業	いずれかを 1 つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に 9 時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ⑤所定休日の増加	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250 万円（※ 2） ② 25 万円 ③ 25 万円 ④11H以上： 150 万円（※ 3） ⑤ 4 週 4 休→4 週 8 休：1 日増加ごとに 25 万円 合計 550 万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※ 6） ⑥人材確保に向けた取組等	費用の 3 / 4 を助成 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
	自動車運転の業務	いずれかを 1 つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に10時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①～④の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250 万円（※ 2） ② 25 万円 ③ 25 万円 ④11H以上： 170 万円（※ 4） 合計 470 万円		
	医業に従事する医師	いずれかを 1 つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に 9 時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ⑤医師の働き方改革推進に関する取組を実施	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250 万円（※ 2） ② 25 万円 ③ 25 万円 ④11H以上： 170 万円（※ 4） ⑤ 50 万円 合計 520 万円		
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	いずれかを 1 つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に 9 時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ⑤ 3 直 3 （ 2 ）交代制の勤務割表の整備	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250 万円（※ 2） ② 25 万円 ③ 25 万円 ④11H以上： 150 万円（※ 3） ⑤ 350 万円 合計 800 万円		
	その他長時間労働が認められる業種	いずれかを 1 つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に 9 時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250 万円（※ 2） ② 25 万円 ③ 25 万円 ④11H以上： 150 万円（※ 3） 合計 450 万円		
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）		いずれかを 1 つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 150 万円（※ 5） ② 25 万円 ③ 25 万円 合計 200 万円		
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）		新規に 9 時間以上の勤務間インターバル制度を導入	導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・ 9 ～11H： 100 万円 ・ 11H以上： 120 万円		
団体推進コース （傘下企業の労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む事業主団体に対し助成）		事業主団体が、傘下企業の うち 1 / 2 以上の企業について、その取組又は取組結果を活用	上限額： 500 万円 複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等 上限額： 1,000 万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置等	定額

※ 1 賃上げ加算制度あり：賃金を 3 % 以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に6万円～最大60万円加算（ 5 % 以上：24 万円～最大240 万円加算。7 % 以上：36 万円～最大360 万円加算）（団体推進コースを除く）（常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額 2 倍）。

※ 2 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減幅によって右の助成上限額とする（※ 5 も同様）。月80H超→月60～80H：150 万円／月60～80H→月60H以下：200 万円

※ 3 9 ～11H未満：助成上限額120 万円 ※ 4 9 ～10H未満：助成上限額120 万円（医業に従事する医師のみ）（B・C水準の医師については10時間以上に限る。）／10～11H未満：助成上限額150 万円

※ 5 月80H超→月60～80H：50 万円／月60～80H→60H以下：100 万円 ※ 6 月60時間を超える時間外労働が26 日以上の企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和